

2008年9月1日

セーフティネット貸付の整備について（主に個人の場合）

有識者会議委員 宇都宮 健児

第1 生活福祉資金貸付制度の改善について

1 PR、広報の必要性

生活福祉資金については、市民にはほとんど知られていない。また、消費者問題にかかわる機関や行政担当者においてさえもその詳細は必ずしも知られていない。そこで制度の活用を図るためには、PR、広報が必要である。その方法として政府公報はもちろんのこと、地域においても自治体からのPR、広報が必要である。そのための費用については国が補助金や交付金を支出して支援し、また、自治体も負担する形で実行されるべきである。

2 修学資金（修学費、就学支度費）

生活福祉資金貸付の実績のうち、修学資金が大きな割合を占めている。

「生活福祉資金貸付制度要綱」では、就学する者（子）が借受人となり、生計中心者（親）が連帯借受人になった場合には、連帯保証人は必要がない（第13条1項但書、第14条1項）。ところが、実際の運用においては、全国の社会福祉協議会では、連帯保証人を必要としているところが少なくない。しかし、連帯保証人が見つけられず、申し込みを断念するケースも少なくない。この運用は前記要綱に反するばかりでなく、全国の社会福祉協議会ごとに運用が違うことは問題であり、全国の社会福祉協議会が連帯保証人を不要とすることに統一すべきである。

3 緊急小口資金

現在、緊急小口資金の上限は金10万円である。緊急小口資金は、連帯保証人は不要であり、貸付けの申し込みから1週間程度（東京では4日）で貸付けが実行される。生活福祉金の資金種類の中では、手続きも簡単で、短時間で貸付けを受けられるものである。この緊急小口資金の上限を20万円な

いし30万円程度に増額できれば、急にある程度まとまった金額の資金需要が生じた場合に利用できる。現在生活福祉資金貸付制度の資金種類の中には生活費が不足した場合に直接対応するものはないが、緊急小口資金の上限を上記の金額の程度に増額できれば、これにも対応が可能となるはずである。

また、現在、据置期間2ヶ月以内、償還期間4ヶ月以内（ただし、5万円を超える貸付けについては据置期間経過後8ヶ月以内）と短すぎる。上限金額の増額と合わせて償還期間の延長も必要である。

4 保証について

生活福祉資金について連帯保証人を必要としているのは（ただし、緊急小口資金、修学資金については前記のとおり。）、貸し倒れの危険性があるからである。しかし、連帯保証人を必要とすることが制度利用の大きな障害になっていることは否定できない。生活再建のための相談や支援体制が整っていれば、貸し倒れは少なくなるはずであり、本来連帯保証人をとる必要はないはずである。それでもなお、保証が必要であるとすれば、本来制度の趣旨からしても人的保証をとるのではなく、機関保証にすべきである。しかも、保証料は借主の負担させない仕組みにすべきである。

5 相談支援体制の強化・市町村社協の体制強化

多重債務相談や生活再建支援に対応できる相談体制ができるよう支援が必要である。現在、委託先の市町村社協には生活福祉資金貸付の専任の職員はいない。国および自治体が支援して専任の職員を設けるなり、研修制度を設けるなど方法を講じる必要がある。

具体的には、国がそのための補助金や交付金を支出すること、都道府県においても生活福祉資金貸付制度を重視し、地方交付税を制度支援にあてるなど、国および都道府県の積極的な対応が求められる。

6 関係機関の連携

現在、全国の都道府県には、多重債務者対策協議会ができています。これに社会福祉協議会にも参加してもらい、協議会の参加団体との連携を図れるようにすべきです。国から都道府県および都道府県社会福祉協議会の双方に

対して参加の要請をしてもらいたい。

すでに岩手県では、岩手県、岩手県社会福祉協議会、労働金庫、岩手県消費者信用生活協同組合が参加してセーフティネット貸付機関連絡会を開いており、母子・寡婦福祉資金、生活福祉資金を含むセーフティネット貸付け全般について情報交換と連携を図り、さらには合同相談会を開催していることは参考になる。

第2 その他

1 生協での取組み

グリーンコープ福岡などの取組みを全国的に展開、支援して行くことが必要である。

2 自治体提携融資・労働金庫の取組み

労働金庫等が自治体と提携して融資制度を作っているが、その全体像を把握し、その拡充の方向を当懇談会でも検討すべきである。

以上